

2024年1月29日

原油・ばら荷・鉄鉱石兼用船(OBO船)を運航されるメンバー各位

持続性油貨物を輸送する前提で加入したOBO船 (OBO'S entered on the basis that they carry persistent oil cargoes)

保険年度の開始時に持続性油貨物を輸送する前提でOBO船を加入させたメンバーについては、2023年度の加入条件に次の約款が盛り込まれます。

本保険のもとで担保されるいかなる船舶も、「1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(CLC1969)と1992年議定書の両方、またはそのいずれかに定義された持続性油を輸送する船舶とみなされる。それにもかかわらず、本保険のもとで担保されるいかなる船舶も、持続性油貨物またはその残留物(スロップを除く)を輸送していない連続した30日間以上の期間(その期間は、本船が持続性油貨物またはその残留物(スロップを除く)を輸送しなくなった日から次の持続性油貨物が船積みされる日までを数え、それより1日のみを控除した日数)につき、マネジャーへの申請に基づき、そのような期間に対する保険料の控除を受ける権利を得る。ただし請求の対象となる保険年度の期末から3ヵ月以内にマネジャーが文書による通知を受けない限り、この保険料の返戻は一切行われない。

乾貨物を輸送する前提で加入したOBO船

保険年度の開始時に乾貨物を輸送する前提でOBO船を加入させたメンバーについては、2024年度の加入条件に次の約款が盛り込まれます。

本保険のもとで担保されるいかなる船舶も乾貨物を輸送するものとする。それにもかかわらず、本保険のもとで担保され、当該保険年度の間油貨物またはその残留物(スロップを除く)を輸送するすべての船舶について、それに対する当該保険担保は確保される。ただし、そのような貨物の輸送については、それがマネジャーに即座に申告され、その期間に対しマネジャーが定める追加の保険料が支払われるものとする。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Bulletin はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。